

<医療法人>

A23 産業医の報酬は、個人所得税の「給与所得」として取り扱います。

ただし、医療法人が事業者との間の契約に基づき、診療所の勤務医をその事業者の労働安全衛生法第 13 条に規定する産業医に選任して派遣する場合に、その医療法人が派遣の対価として受領する委託料は、医療法人の収入として処理します。